

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		平成 26 年度 政策経営会議（第 12 回）
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成 26 年 10 月 27 日（月） 午前 10 時 05 分～12 時 00 分
開催場所		区長応接室
議題		1. 平成 26 年度豊島区補正予算（案）について 2. 応急仮設住宅の供与期間の延長等と区民住宅返還後の対応について 3. 地域包括支援センターの機能強化について 4. （非公開）
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について審議等を行うため。
	会議録	案件 1～3：公開、案件 4：非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条第 5 号に掲げる非公開情報に該当する事項について審議等を行うため。
出席者	委員	区長・副区長・副区長・教育長・政策経営部長・総務部長・施設管理部長・企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長
	説明者	財政課長、財政担当係長、建築住宅担当部長、住宅課長、保健福祉部長、高齢者福祉課長
	事務局	企画課企画担当係長

審議経過

案件 1：平成 26 年度豊島区補正予算（案）について

(1) 案件の説明

一般会計補正第 6 号歳入歳出補正予算は 24,777,142 千円である。新庁舎保留床購入経費が含まれており予算規模が大きくなっている。財源別では特定財源が 13,652,575 千円、一般財源が 11,124,567 千円である。このほか債務負担行為の補正が新規 2 件、繰越明許費が新規 3 件となっている。

(2) 主な意見と質疑

区 長：補正としては大変大きな予算規模である。新庁舎保留床の購入経費の流れについては、区議会においても分かりやすく説明するように。

国際アート・カルチャー都市推進事業経費の中身はどのように考えているのか。

委 員：懇話会の設置と構想策定に係る経費を計上する内容である。27 年度には様々な事業展開も予定されるが、新規・拡充事業の中で審議をいただきたいと考えている

区 長：国際アート・カルチャーは将来の重要な都市像であり、今後、実際に動かしていかなければならない。来年度に入る前の間が大事な時期であり、区民にもしっかりと周知していく形で考えなければならない。

副区長：年度内に改めて周知の機会を設けるには、所要の経費が必要になる。

区 長：今後に向けた助走として、しっかりと打ち出して欲しい。懇話会のメンバーも国際アート・カルチャーに相応しい懇話会として設置したい。

副区長：対応できるよう詰めさせていただく。

区 長：予算に反映させるように。

説明者：新庁舎に相応しい身だしなみの一環として、技術系現場職員の統一作業着について検討した。新庁舎開設時に合わせるのであれば、今回の補正で債務負担行為を設定しておかなければ間に合わない。デザインや貸与対象職員などについては引き続き検討していく。

副区長：必要とする職員に貸与するよう、しっかり基準を決めた方がよい。

説明者：日頃現場に出る業務など、内容を見極めて対応していきたい。

区 長：デザインなどを決めるにあたっては、実際に着る人の意見を十分に聞くように。職員には誇りを持って着てもらいたい。新庁舎をイメージして、それに相応しい良いものにして欲しい。

(3) 結論

平成 26 年度豊島区補正予算案を第四回定例会に提案する。

案件 2：応急仮設住宅の供与期間の延長等と区民住宅返還後の対応について

(1) 案件の説明

東日本大震災等による避難者の応急仮設住宅の供与について、被災県の意向や東京都などの延長措置にあわせて、供与期間を 1 年間延長したい。ただし、供与が終了する自治体（岩手県滝沢市）出身者については、平成 27 年 5 月 8 日をもって供与終了としたい。なお、転居にあたっての相談等については、本人の意向等を踏まえながら適切に対応していく。

また、区民住宅返還後の避難者については、一度返還した後、部屋毎に個別に借り上げ、継続して入居できることとしたい。

(2) 主な意見と質疑

区 長：延長期間が満了した場合はどうなるのか。

説明者：供与期間は、現時点では延長する期間までである。

説明者：国が求償期間を延長するかどうかである。

委 員：岩手県は1年間延長ということであるが、滝沢市は延長対象に入っていないという理解でよいか。

説明者：そのとおりである。岩手県の中でも市町村ごとに対応が異なっており、延長しないという話であった。

区 長：どうしても引き続き居たいといった場合は、区が負担するのか。

副区長：地元自治体においても供与をしていない状況である。

委 員：区民住宅返還後も部屋毎に個別に借り上げることとした経緯は。

説明者：求償期間が延びたためであり、被災者が入居する部屋だけを借りるものである。

(3) 結論

東日本大震災等による避難者の応急仮設住宅の供与期間を1年間延長する（供与が終了する自治体出身者は平成27年5月8日をもって終了）。また、区民住宅返還後の避難者については、一度返還した後、部屋毎に個別に借り上げることとする。

案件3：地域包括支援センターの機能強化について

(1) 案件の説明

第三次地域主権一括法により介護保険法の一部が改正され、地域包括支援センターの運営及び人員の基準について、区が条例を制定することとなった。条例案は平成27年第1回定例会に提出する予定であり、現行の介護保険法施行規則には規定のない高齢者人口6,000人以上の場合の人員基準について定めたい。また、条例の新設に合わせて、地域包括支援センターへの委託料の考え方を見直し、地域包括支援センターの体制整備を図っていききたい。

(2) 主な意見と質疑

副区長：委託先における収支状況はどうか。

説明者：それぞれ状況は違うと思うが、高齢者人口も増え業務量も増加しているなかで、これまで委託料の増額を行ってこなかったという点は考える必要がある。

区 長：常勤の単価を見直すことで影響はないのか。

説明者：これも法人によって状況は違うが、常勤定数を増やすことなどでトータルの委託料は増加するので、その中で対応いただけると考えている。

区 長：6,000人以上の基準を新たに設けるということだが、今後はどうか。

説明者：高齢者人口は一定のペースで増加しており、このままでは一杯一杯となる。センターは現在8つであるが、増やしていくことも考えていかなければならない。

副区長：高齢者人口もそうであるが、役割の強化も言われている。これまで限られた経費の中で頑張ってもらってきたが体制整備を図る必要があると思う。

説明者：圏域の見直しについては保健福祉審議会で議論している。何年か後には見直しをせざるを得ない考える。

副区長：全体の流れとして地域との連携、地域で支えていくという色彩が濃い。そのためにはスタッフを整えないとできない。あとは人材である。情熱を持った人でなければ難しい。人材育成が大事である。

副区長：常勤定数が同じで委託料に差が生じるのは何故か。

説明者：単独施設の場合には一定の加算を行うこととしている。

(3) 結論

地域包括支援センターの人員基準と委託料の見直しについて決定する。

案件 4：非公開

<p>会議の結果</p>	<p>1. 平成26年度豊島区補正予算（案）について ⇒決定</p> <p>2. 応急仮設住宅の供与期間の延長等と区民住宅返還後の対応について ⇒決定</p> <p>3. 地域包括支援センターの機能強化について ⇒決定</p> <p>4. （非公開）</p>
<p>提出された資料等</p>	<p>1. 平成26年度豊島区補正予算（案） 平成26年度豊島区補正予算（案）説明用資料</p> <p>2. 応急仮設住宅の供与期間の延長等と区民住宅返還後の対応について</p> <p>3. 地域包括支援センターの機能強化について</p> <p>4. （非公開）</p>